

# 市場経済と制度改革

中村 達也

中央大学商学部教授

## 1 改革論議への視点

この数年、日本の経済論壇を賑わしてきたのが、グローバリズムと規制緩和をめぐる合唱であった。かつてないスピードと規模で市場のグローバル化が進み、それが折からの不況と重なって日本経済を揺さぶってきた。そして、この閉塞状況を克服する手段として、規制緩和・撤廃の論議が繰り返されてきた。さまざまな人々たちによって、さまざまな側面から規制緩和・撤廃の是非が賑やかに論じられてはきたものの、しかし議論が微妙にすれ違っていて必ずしもかみ合っていないという印象はぬぐえない。その基本的原因の一つが、おそらく、論者たちが暗黙のうちに想定している市場像の違いではなかろうか。われわれは、いま市場像の問い直しを迫られている。

ある意味で、経済学の歴史は市場像の変遷の歴史であった。すなわち、肯定、否定、懐疑の様々な相で市場メカニズムを評価し位置づけるその歴史であった。たとえば、スミス、マルクス、ワルラス、ケインズ、シュンペーターといった学説史上の巨人たちは、それぞれに固有の魅力的な市場像を描き、それぞれに時代と切り結んできた。そして、経済学の生誕から2世紀を越えた現在の時点で、市場像をめぐる新たな動きが見え始めている。その一つの表現が、

「制度」への様々な関心である<sup>(1)</sup>。その一方で、グローバル化する市場経済への対応として、規制緩和・撤廃を強調し、市場の調整機能を強調する市場主義の流れがある。

もちろん一口に規制とはいっても、この日本で万を越える規制が設定されたときのいきさつと根拠はさまざまであったに違いない。一刻も早く先進国に追いつく条件整備のため、迫りくる国際競争に耐えうる体制づくりのため、経済活動に伴って発生するさまざまなマイナス効果から消費者・労働者を保護するため、自然的・社会的環境条件を維持・改善するため、等々。そしてそれらの規制の中には、時代状況の変化によって、すでにその役割を終えたものがあるのも事実である。

そうした規制を緩和ないし撤廃することに対しては、規制緩和慎重論の立場の人といえども異論のあるはずはなかろう。すでに役割を果たし終えたそれらの規制をそのまま存続させることは、新たな状況下での自由な経済活動を阻害し、特定の人たちの既得権益を維持するだけでなく、規制の裁量的運用を担う官僚たちの権力を温存させることになるという批判も、確かにその通りである。しかし同時に、経済のグローバル化と規制緩和の下で進んだ80年代後半以降のあのバブルの膨張と崩壊の苦い教訓を忘れてはならない。

## 2 市場経済と制度の相関

自由な市場とは、いうまでもなく、自由気ままな活動が許される市場のことではない。遡れば、かつてM・ウェーバーが指摘したように、勤勉と節約と合理的計算を旨とする「プロテスタンティズムの倫理」が、投機的で詐欺的な行動を抑制し、初期資本主義経済の形成を内面から支える力となった。さらにはA・スミスのな「同感」の論理が示すように、「公平な観察者」たる他人の目を自らの内に持つことによって、個々人の行動がそれなりに抑制されていた。しかし、産業化の進展は、抑制力としてのそうした「倫理」や「同感」のもつ意味を次第に薄れさせることとなった。

隣人愛の実践とそれを確証するための利潤の獲得という、あたかも2つの焦点を持つ楕円のごときウェーバー流の「資本主義の精神」が、市場経済の発展の中でいつしか利潤の獲得へと重心が傾き、ついには「プロテスタンティズムの倫理」を押し分け、市場機構の競争圧力という外的な強制力が人々の行動を導くこととなった。また、スミスの「同感」の論理が成り立つためには、人々の間でそもそも「同感」が形成されるほどの共通の土壌・同質性が前提とされていた。しかしこれも、経済発展の中で次第にその同質性が崩れ、階級対立や経済格差の発生・拡大といった異質性が際だつこととなった。かくして、「同感」を生み出す前提条件そのものが失われて、「公平な観察者」たる他人の目の意味が次第に薄れてゆくこととなった。市場経済の暴走を抑制するこうした「倫理」や「同感」という、内面から人々の行動を導いてきたものに代わって、法律や規制や制度による抑制が、次第に重要な意味をもつようになった

のである。

あるいは、こう言い換えてもいい。K・ポランニーが指摘したように<sup>(2)</sup>、そもそも市場経済が成立するためには、労働力、土地、貨幣といった、本来は商品ではない生産要素までを擬制的に商品化・市場化するという「無理」を社会が背負うことによって、市場経済は初めてその自律性を獲得することとなった。そうした「無理」を克服するために、さまざまな規制や制度が社会のさまざまなレベルで形成されたのであった。あるいは、金子勝氏が指摘しているように<sup>(3)</sup>、市場経済が機能するためには、さまざまなセーフティーネット（安全装置）が必要であり、そうしたセーフティーネットを構成するさまざまな制度があつてこそ初めて、市場経済は機能することができる。たとえば、労働力の購入者が、購入した労働力の所有権を自由に行使しようとするれば、労働力の販売者は自由を失ってしまう。それゆえに、救貧法・工場法に始まり、労働組合の法認や生存権の保証にいたるプロセスが進行する。また、土地所有者がその所有権を自由に行使しようとするれば、土地利用者は自由を失い、また公共的性格を持つ自然環境を損ねてゆく。それゆえに、借地権・用益権の保護に始まり、都市計画・公的土地住宅政策にいたるプロセスが進行する。貨幣もまた同様に、各銀行が発券のルールを無視して自由に銀行券を発行すれば、貨幣・金融システムの信認は崩れてしまう。それゆえに中央銀行による貨幣発行権の独占と「最後の貸手機能」が生まれてくる。このように、さまざまな規制や制度の総体があつてはじめて市場経済は機能するのである。

もちろん、かつては有効な役割を果たした規制や制度やセーフティーネットが、その歴史的使命を終えて、むしろ経済発展の足枷となることは十分にありうるし、そのような規制や制度やセーフティーネットは、もちろん緩和しないし

撤廃されるべきであろう。とはいってもそのことは、規制や制度やセーフティネットそのものが無用だということではない。市場経済にはない機能を補うためということはもちろん、市場経済そのものが円滑に機能するためにもそれらは不可欠なのである。すなわち、規制の緩和・撤廃をのみ一面的にいうのではなく、新たな状況の下での規制の「改革」ないし「革新」といった視点が必要なのである。

### 3 経済学のなかの制度

ところで、規制緩和論の裏付けとなっている新古典派経済学では、人間の活動全体の中から経済の領域を分離・切断して、そこにおける合理的経済人＝ホモ・エコノミクスの行動を軸に経済学の体系を構築し、効率的な資源配分の問題を論ずるというスタイルが長らく採られてきた。そこでは、市場経済はそれ自身で自己完結した自律的なシステムと考えられている。このように、分離・切断された経済の領域内で議論を展開するとなれば、「均衡」概念が議論の中心になるのは、むしろ不可避である。なぜならば、経済は発散や収縮といった不均衡化の果てに存続不能となるのではなく、ともかくも現実に存続しているのであるから、分離・切断された体系内で経済が均衡化することを説明するほかはない。そのためには、体系内で均衡化を保証するような前提条件が現実経済とは独立に、つまりいささか非現実的に、生産や消費に対して論理遡及的に求められることになる。このようにして成立した経済学を論理的成果として評価するのも一つの立場ではあろうが、現実経済の説明としてそれがどれだけ有意義かという点は大いに問われなければならない。

一方、たとえばT・ヴェブレンのような制度

派の論者たちが、均衡化ではなく「累積的因果」関係を強調し、それと同時に制度のもつ意味を重視しているのは偶然ではない。というのは、「累積的因果」の中で経済が発散や収縮の果てに存続不能とならないように、さまざまな制度が社会のさまざまなレベルで不均衡化を抑制する機能を具えていると見るからである。ヴェブレンが、制度を「個人と社会の特定の関係なり、特定の機能なりに関する広く行き渡った思考習慣」<sup>(4)</sup>と見、現代制度派のG・M・ホジソンが制度を「伝統、習慣、または法的制約の作用によって、継続的かつルーティン化された行動パターンを作り出す傾向を有する社会組織」<sup>(5)</sup>と見て、「累積的因果」関係の中にある経済とそれをコントロールする制度との相互関連を説くのはそのためである。思考習慣、社会組織、さらに倫理やエーストなど広義の制度が、市場経済の存続とダイナミクスを説明するための不可欠の要因として位置づけられているのである。

それだけではない。経済活動はきわめて入り組んだ「複雑系」の中で行われる。人々はたとえ合理的でありたいと思っても、実際には周囲の状況を不完全にしか把握しえない不完全情報下の行動を余儀なくされている。また、たとえ十分な情報が与えられたとしても、それを的確に処理して最適な選択を行うための完全能力を持ち合わせてはいない。人間は、こうした二重の意味で「限定合理的」な存在である。そうであるからこそ、伝統や習慣や制度が、人々に行動の基準と指針を与え、その意思決定を助けるのである。その意味では、伝統や習慣や制度は単なる拘束要因ではなく、むしろ、それぞれの経済主体が行動を展開するための拠点、手段としての側面をもつ。

あらゆる局面の行動を完全な合理的熟慮をもって行うことは、「限定合理性」のゆえに不可能であるから、人間は、進行中の諸行為を連続

的な合理的評価から切り離すためのメカニズムを獲得した。これが一般に習慣やルーティンとして知られているものであり、それらはさまざまな形で制度化されている。新古典派経済学においては、主として、経済システムを構成するすべての変数が自由に変化することを通じて均衡が達成されると考えられてきた。しかし現実には、経済システムの構成要素は、すべてが自由に変化しつつ反作用しあうのではなく、自由には変化しえない部分としての制度や構造が存在する。経済システムは、生産、流通、消費の諸領域にわたってそのような制度や構造をもっており、それらが経済的行為にさまざまな規制を課している。ある場合には法律として、またある場合には伝統や慣習や文化としてである。そのようにして成立したさまざまな制度が一体となつて一つの経済システムが構成される。

そうした経済システムは、もちろん歴史的な初期条件の相違に応じて異なる経路をたどって異なる状態に到達する。したがって、相異なるさまざまな経済システムが存在するのはむしろ当然であり、グローバル・スタンダードとしての唯一の普遍的な市場経済が、いかなる国のいかなる状況にも当てはまると見る視点からの制度改革は、大いに問題といわねばならない。す

でに役割を果たし終えた規制は改革・革新されなければならないのはもちろんであるが、そのことは決して規制一般の撤廃や緩和と同じではないのである。(なかむら たつや)

- (1) 植村博恭・磯谷明德・海老塚明『社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会、1998年。
- (2) K.Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, 1944 (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換——市場社会の形成と崩壊——』東洋経済新報社、1975年)。
- (3) 金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会、1997年、同『セーフティーネットの政治経済学』筑摩書房、1999年、等。
- (4) T.B.Veblen, *The Place of Science in Modern Civilisation and Other Essays*, 1919, p.239.
- (5) G.M.Hodgson, *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, 1988 (八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会、1997年、9ページ)。
- (6) 以上の他、筆者の「社会経済像への視座」(犬塚先・星直樹編『日本の制度改革』有信堂高文社、1999年、所収)をも参照。

